## 【新 Quick Master 憲法 [第 3 版] 訂正表】 2013 年 12 月 20 日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	備考
P538	実践·過去問 158	肢ア	実質的特定権	実質的 <u>決定権</u>	(2013/12/20 掲載)
		最終行			

## ※ 非嫡出子法定相続分規定に関する判例変更に伴う本書の変更箇所のお知らせ

さる平成 25 年 9 月 4 日,最高裁判所は,非嫡出子の法定相続分について定めた民法 900 条 4 号但書について,従来の判例を変更し,違憲とする決定を下しました(最大決平 25.9.4)

今回の判例変更に伴い、本書のうち従来の判例に基づいて記載されていた箇所について、変更する必要が生じましたので、次の通りお知らせいたします。

## 《正答などの変更点》

^° −ジ	問題番号	変更前	変更後	補足
P14-15	必修	3	3, 4	肢4が×からOになります。
P20-21	4	1	なし	肢1がOから×になります。
P22-23	5	3	1, 3	肢 1 が×から〇になります。
P28-31	8	1	なし	記述オが×から〇になるため、妥当な記述がア、ウ、オとなり、
				正答がなくなります。
P32-34	9	4	4	記述ウの解説が、民法 900 条 4 項但書が合憲であることを前提
			(解説が	としたものとなっていますが、新判例によれば、そもそも民法
			一部変更)	900 条 4 項但書が違憲であるので、本記述は妥当でないことに
				なります。
P36-38	10	1	1, 3	肢3が×から〇になります。
P40-41	章末	×	0	新判例は、民法 900 条 4 項但書は憲法 14 条に違反し違憲である
	Q 9			としました。
P396-397	112	1	1, 2	肢2が×から〇になります。

## 《内容の変更点》

該当箇所	変更前	変更後
P17	判例は、非嫡出子の法定相続分を嫡出	判例は、非嫡出子の法定相続分を嫡
上から5番目の	子の2分の1とする民法 900 条4号但	出子の2分の1とする民法 900 条4号
判例チェック	書は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の	但書は、父母が婚姻関係になかったと
	調整を図ったものとして合理的である	いう、子にとっては自ら選択ないし修
	ので, 憲法 14 条に違反しないとしまし	正する余地のない事柄を理由とした不
	た(非嫡出子法定相続分事件,最大決平	合理な差別であり、憲法 14 条に違反す
	7. 7. 5) 。	るとしました(非嫡出子法定相続分事
		件,最大決平 25.9.4)。